

監 査 第 58 号
平成 27 年 10 月 26 日

請求人 森岡 一智 様

三重県監査委員 福 井 信 行
三重県監査委員 服 部 富 男
三重県監査委員 津 村 衛
三重県監査委員 田 中 正 孝

住民監査請求について

平成 27 年 8 月 31 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

記

第 1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第 2 監査の請求

本件請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求理由

- (1)平成 26 年 7 月 14 日、医療法人普照会(以下「本件医療法人」という。)(仮称)老健もりえい工事の一般競争入札公告が行われた(以下当該公告された入札を「第 1 回入札」という。)
- (2)平成 26 年 8 月 12 日、三重県知事に上記の工事の談合情報について内容証明(以下「本件内容証明郵便」という。)が郵送された。
- (3)平成 26 年 8 月 19 日の第 1 回入札が突如、中止された。
- (4)この公告の工期は、平成 27 年 3 月 20 日と公表されていたが、平成 26 年 8 月 13 日に建築計画概要書において工事完了予定が平成 27 年 6 月 30 日と変更届が出された。
- (5)平成 26 年 12 月 22 日、本件医療法人(仮称)老健もりえい新築工事の一般競争入札公告が再公告された(以下当該公告された入札を「第 2 回入札」という。)
工期は、平成 27 年 12 月 20 日に大幅に変更された。第 2 回入札は同年 1 月 29 日に行われ、入札結果は、株式会社新井組(以下「本件会社」という。)1 者のみが参加して、落札の決定がなされた。

(6) この一連の入札は、本件医療法人と本件会社の出来レースである。

2 求める措置の内容

(1) 補助金の支出の差止め

この不正を行った本件医療法人に対して、三重県が補助金を支払う事はあってはならないと考え本件請求をするに至った。しかし、三重県が補助金の支出を中止するとは思っていない。なぜなら、三重県と本件医療法人はグズグズの関係だからである。

また、この病院建設の同時期に本件医療法人の理事長は、本件会社に住宅を施工させた。

(2) 第 1 回入札参加者の公表

第 1 回入札は業者が 2 者参加していたが、本件会社以外の他のもう 1 者の公表を求める。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

三重県知事が、平成 26 年 5 月 22 日付けで、本件医療法人に対して交付決定した平成 26 年度三重県老人保健福祉施設整備費補助金（以下「本件補助金」という。）を支出することに違法又は不当な点があるか否かを、監査対象事項とした。

2 監査対象部局

健康福祉部

3 対象部局の調査の実施、陳述の聴取等

(1) 実施した調査等

平成 27 年 9 月 11 日、健康福祉部に対して調査を実施した。

平成 27 年 9 月 24 日、健康福祉部長から、陳述書の提出があった。

平成 27 年 9 月 30 日、請求人及び健康福祉部職員の陳述をそれぞれ聴取した。

(2) 請求人の陳述の要旨

ア 第 1 回入札について

- ・ 平成 26 年 8 月 19 日に本件医療法人は一般競争入札を行おうとした。この入札は適切ではない。そう判断する理由は、工期である。第 1 回入札の公告では、「契約締結の日～平成 27 年 3 月 20 日（予定）」と 7 か月で完成することになっていた。完成が 2 か月も先に延びたら「（予定）」とは言わない。
- ・ 第 1 回入札の平成 26 年 8 月 19 日時点で、既存の病院施設はまだ建っており、先にそれを解体撤去しなければならない。4 階建てか 5 階建ての既存の

病院施設を解体撤去するのに、最低3か月はかかる。8階建ての100床の建物が7か月で建つはずがない。解体撤去の期間を除くと実際は3か月くらいしかない。1者たりとも第1回入札には参加できない。他の業者が、入札の公告を見ただけで、参加できないような入札をやろうとした。

- ・ だから私は談合情報を出した。すると中止になった。もう1者参加があったと長寿介護課で聞いたが、入札に参加しようとした者がもう1者あることが不自然である。1者では何か都合が悪いと思ったから無理をして呼びかけたと考える。

イ 第2回入札について

- ・ 第2回入札の工期は、11か月である。第1回入札は、解体撤去も含めて7か月であった。同じ工事で2つの入札が矛盾している。
- ・ 第2回入札については適切であり特に問題はない。

ウ 三重県と本件医療法人の関係

- ・ 談合というのは、本件医療法人と本件会社との間のことで、三重県とは関係がない。請求書に「三重県と本件医療法人はグズグズの関係」との記載もあるが、端的な証拠や、具体的なものがあるわけではない。
- ・ 補助金を出さないという決定はできそうにないから、三重県は本件医療法人を擁護する立場となる。

(3) 監査対象部局の陳述の要旨

ア 本件補助金の概要等

- ・ 三重県では、施設サービスを必要とする者が円滑に介護保険施設を利用できるように、介護保険事業支援計画に基づき特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の施設整備を進めている。
- ・ 本件医療法人が整備を行う介護老人保健施設(以下「本件施設」という。)については、平成26年3月19日付けで「平成26年度老人保健福祉施設整備方針」に基づく整備対象施設として選定し、当該選定結果に基づき同年4月15日に補助内示を行い、同月30日付けで提出のあった交付申請に対して、同年5月22日に2,500万円の本件補助金の交付決定を行った。
- ・ なお、本件施設の整備については、既存の病院施設の建替工事と並行して行うもので、補助対象である本件施設の整備に先立ち行っていた併設病院の建替工事の遅れにより、年度内での工事の完了が困難となったことから事業の繰越しを行っている。

イ 第1回入札の中止

- ・ 補助対象施設の建設工事にあたって、整備主体に対して「社会福祉施設等の整備に係る契約事務等の基準」(以下「契約事務等の基準」という。)に基づき入札事務を実施するよう求めており、入札にあたっては、条件付き一般

競争入札を原則としている。

- ・ 本件内容証明郵便の送付があつてから、平成 26 年 8 月 18 日に本件医療法人の理事長に来庁を求め、談合情報があつたことを伝え、状況確認を行うとともに、今後の対応について協議を行ったが、その際、本件医療法人の談合への関与について確認したところ、理事長から、やましいことはないとの返答を得た。
- ・ また、今後の対応について、理事長としては、このまま入札を執行したいとの意向であつたが、談合への対応の手順として法人内部に公正入札調査委員会を設置し、入札を続行するか中止するかを決定を行うよう指示した。
これを受けて、本件医療法人では、公正入札調査委員会に諮らうえ入札の中止を決定した。

ウ 第 1 回入札の工期等

- ・ 第 1 回入札の工期について、7 か月という工期は、厳しいとは理解していた。本件医療法人に何度も確認したが、頑張つてやるということであつた。また、健康福祉部内の建築関係の専門職に確認しても、間に合うであろうとのことであつた。
- ・ 平成 26 年 8 月に、本件施設整備予定の現地にて、まだ解体予定の既存の病院施設が建っているのを確認した。この時点で、1 期目の工事が遅れているとの認識はあつた。当初は、平成 26 年 7 月中に解体工事が終わって、その後 2 期工事という予定であつた。
- ・ 第 1 回入札の 7 か月という工期で、仮に工事が終わらなかつた場合は、正当な理由がない限り、補助金の交付決定を取り消すこととなる。
- ・ 第 2 回入札の公告では、平成 27 年 1 月 29 日から同年 12 月 20 日までの約 11 か月とし、約 4 か月延伸された。これは、事業の繰越しもしており、工事がこれ以上遅れることのないよう、入札不調のリスクを避けるためにも余裕をもった工期設定とするよう本件医療法人に対して指示したものである。

第 4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査結果、請求人及び監査対象部局の陳述結果等を総合すると、次の事実が認められる。

- (1) 平成 26 年 4 月 30 日、本件医療法人は、三重県知事に対して、本件施設を整備するため、申請額 2,500 万円、事業完了予定日平成 27 年 3 月 20 日とする本件補助金の交付申請を行った。
- (2) 上記申請に対して、平成 26 年 5 月 22 日、三重県知事は、本件補助金の交付決定を行った。

本件補助金の交付決定には、三重県社会福祉施設等整備指導要綱第 6 の (1) に掲げる事項が交付の条件として付されている。同要綱第 6 の (1) には、契約事務等の基準を遵守すべきものとされ、同基準には、建設工事は原則として一般競争入札により実施する旨定められている。

(3) 本件医療法人は、本件会社の施工により、本件施設の整備に先立ち、平成 26 年 1 月頃から 1 期工事として本件施設の隣地に病院の建設を行っており、本件施設と病院とは接続されることとなっている。

(4) 平成 26 年 7 月 14 日、本件医療法人は、本件施設整備に必要な工事を実施するため、建通新聞に下記内容の一般競争入札の公告を行った。

記

工事名	本件医療法人(仮称)老健もりえい
工事内容	鉄筋コンクリート造 8 階建て 延床面積 5,218.05 ㎡ 建築工事一式(設備工事、外構工事を含む)
工期	契約締結の日～平成 27 年 3 月 20 日(予定)
入札執行日時	平成 26 年 8 月 19 日(火)午後 1 時

(5) 上記入札公告における工期について、健康福祉部の担当者は、通常より短いと認識していた。本件医療法人に確認したところ、この工期でも不可能ではないとの回答があった。

また、健康福祉部の担当者は、上記入札の参加条件等について、参加者が制限されていないことを確認した。

(6) 第 1 回入札の受付終了期間であった平成 26 年 7 月 17 日までに本件会社を含め 2 者の申込みがあった。

(7) 平成 26 年 8 月 16 日、請求人から三重県知事に対して、同月 12 日付け本件内容証明郵便が送付された。

同文書には、第 1 回入札について、本件会社が 100%落札すること、本件会社から頼まれた業者が付き合いで入札に参加すること、三重県の補助金を騙し取るためのいかさまの競争入札であること、本件医療法人の理事長の自宅が本件会社の施工により建築されたこと、本件補助金の不正に関して本件医療法人の理事長、本件会社、設計会社らが結託している旨などが記載されていた。

(8) 平成 26 年 8 月 18 日、健康福祉部の担当者は、本件内容証明郵便を受けて、本件医療法人の理事長らに対して、本件会社が第 1 回入札で 100%落札すること等の情報があったことを伝え、「社会福祉施設等整備に係る談合情報対応手順」に従い、公正入札調査委員会を設置し対応するよう指導を行った。

(9) 平成 26 年 8 月 19 日、本件医療法人の職員から、健康福祉部の担当者に対して同月 18 日に公正入札調査委員会を開催し、その結果、入札を取りやめた旨の連絡があった。健康福祉部の担当者は、再度入札する場合の工期の設定について、

入札不調を避けるためにも余裕を持った期間を設定すること、より多くの者が参加できるよう入札参加要件の見直し等、今後の対応について指示を行った。

- (10) 平成 26 年 8 月 26 日、健康福祉部の担当者らが、本件施設建設予定地の現地確認を行ったところ、解体撤去される予定の既存病院施設がまだ建っていることを確認した。
- (11) 平成 26 年 12 月 17 日、本件医療法人から、健康福祉部に対して、契約事務等の基準に基づいて、本件施設整備に関する再入札の公告案の送付があった。この案について、健康福祉部の担当者は、より多くの者が入札に参加できるように、総合評定値をさらに低くする等の指導を行った。
- (12) 平成 26 年 12 月 19 日、本件医療法人から、三重県知事に対して、年度内に事業の完了が困難となっていることから、事業完了日を平成 27 年 3 月 20 日から同年 12 月 20 日に変更するための申請がなされ、これに対して、三重県知事は、変更された事業完了期日までに事業を完了するよう同日付けで指示を行った。
- (13) 平成 26 年 12 月 22 日、本件医療法人は、本件施設整備に必要な工事を実施するため、建通新聞に下記内容の一般競争入札の再度の公告を行った。

記

工事名	本件医療法人（仮称）老健もりえい新築工事
工事内容	鉄筋コンクリート造 8 階建て 延床面積 5,218.05 m ² 建築工事一式（設備工事、外構工事を含む）
工期	契約締結の日～平成 27 年 12 月 20 日（予定）
入札執行日時	平成 27 年 1 月 29 日（木）午後 1 時

- (14) 平成 27 年 1 月 29 日、本件医療法人は、桑名市職員ら立会いのもと、本件補助金に係る入札を実施した。入札参加者は本件会社 1 者のみであり、同社の落札となった。
- (15) 平成 27 年 2 月 2 日、本件医療法人と本件会社との間で、請負代金 13 億 5,216 万円とする本件施設整備に関する建設工事請負契約が締結された。
- (16) 平成 27 年 6 月 11 日、三重県の職員らは、本件施設の着工時における現地調査を行い、入札手続等を含めた確認を行った。

2 判断

(1) 理由

請求人は、本件補助金の交付の条件に、工事は原則として一般競争入札により実施する旨が付されているが、本件医療法人及び本件会社（以下「本件医療法人ら」という。）が共謀するなどして、第 1 回入札及び第 2 回入札を不正に行い、三重県から補助金を不当に取得しようとしたものであるから、その支出は違法又は不当なものとなる旨主張しているものと解される。

しかしながら、本件補助金は、第 2 回入札に基づく工事請負費を対象とするところ、第 3 の 3 (2) イに記載のとおり、第 2 回入札については、請求人自身が、適切に行われ何ら問題がない旨述べており、また、前記認定事実 ((11) (13) ないし (16)) のとおり、適正に実施されていることが認められる。

本件補助金の対象となる第 2 回入札が適正に実施されている以上、本件補助金の支出に違法又は不当な点はない。

ところで、請求人の主張は、第 1 回入札が不正に行われた以上、本件補助金は支出されるべきでない旨とも解し得るため、この点について検討する。

請求人の上記主張は、その具体的根拠について必ずしも明らかではないが、本件請求が補助金の支出を対象としていることから、第 1 回入札の不正が、補助金交付決定の取消事由のいずれか (三重県補助金等交付規則第 16 条第 1 項第 1 号ないし第 5 号) に該当するにもかかわらず、その取消しをしないまま、支出することに違法又は不当があるとの主張と解し、以下判断する。

ア 請求人は、第 1 回入札において、本件医療法人らが共謀して本件会社以外の者が入札に参加できないよう、施工不可能な短い工期を設定した旨主張している。

たしかに、前記認定事実 (5) のとおり、健康福祉部において、工期が通常よりも短いと認識していたことが認められる。

しかしながら、工期が短いことをもって直ちに本件医療法人らが共謀し他の者の入札の排除を図るなど三重県から不当に本件補助金を取得しようとするものが推認されるものではなく、その他これを認めるに足る証拠はない。

イ 請求人は、その他、本件医療法人の理事長の自宅が本件会社により施工されたこと、三重県と本件医療法人の関係性等を、本件医療法人らが入札を不正に行った根拠として主張しているものと解されるが、これらがどのようにして本件医療法人の不正に結びつくのかについて、具体的な主張立証がない。

ウ したがって、本件医療法人らが、第 1 回入札を不正に行ったとは認めることができないから、この点に関する請求人の主張には理由がない。

(2) 結語

よって、本件補助金の支出の差止め及び第 1 回入札参加者の公表を求める本件請求は、いずれも理由がないから、前記第 1 監査の結論のとおり決定する。

(参考) 関係する規則、要綱等

1 三重県補助金等交付規則(以下「交付規則」という。)

(1) 補助金等の交付の条件

知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付けるものとする(5条1項)。

- ・ 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関すること(同項2号)。
- ・ その他知事が必要と認める条件(同項6号)

(2) 補助事業等の遂行

補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令に基づく知事の指示及び処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない(9条1項)。

(3) 決定の取消

知事は、補助事業者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消することができる(16条1項)。

- ・ 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき(同項1号)。
- ・ 補助金等を他の用途に使用したとき(同項2号)。
- ・ 第20条の規定に違反して承認を受けないで補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け、又は担保に供したとき(同項3号)。
- ・ 正当な理由がなく第21条の規定による報告をせず、又は調査を拒んだため、補助事業等の内容が確認できないとき(同項4号)。
- ・ 前各号のほか補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかつたとき(同項5号)。

(4) 実施の細目

この規則に定めるもののほか、交付すべき補助金等の名称、目的、交付の対象、交付の事務又は事業の内容及びその額又は補助率等の細目については、知事が別に定めて告示する(23条)。

2 健康福祉部関係補助金等交付要綱

交付規則第23条の規定に基づく健康福祉部関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業の内容及び補助額又は交付率は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付する(1条)。

交付要綱 別表 1 (10)長寿介護課関係

区分	補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助事業等の内容	補助額又は交付率	補助対象者
2	老人保健福祉施設整備費補助金	老人保健福祉施設整備を行う者に対し経費の一部を補助し施設入所者等の保健福祉の向上を図る。	老人保健福祉施設の整備に要する経費	別に定める。	市町、一部事務組合、社会福祉法人及び医療法人。ただし、医療法人にあっては、介護老人保健施設を整備する場合に限る。

3 本件補助金交付要領

(1) 交付の目的

この補助金は、老人保健福祉施設整備を行う者に対し、これに要する経費の一部を県が補助することにより、施設入所者等の保健福祉の向上を図るとともに、老人保健福祉施設整備の促進を目的とする(2条)。

(2) 補助金の対象者及び補助金額

補助対象者及び補助金額は、別表のとおりとする(3条)。

別表

施設区分	補助対象者	補助単価	単位	補助率
特別養護老人ホーム	市町又は社会福祉法人	ユニット型 3,375 千円 従来型 2,560 千円	定員数	定額
養護老人ホーム	市町又は社会福祉法人	3,375 千円	定員数	定額
介護老人保健施設	市町、社会福祉法人又は医療法人	25,000 千円	施設数	定額

(3) 補助金の対象施設

補助金の対象となる施設は、次のとおりとする(4条)。

- ・ 特別養護老人ホーム(定員30人以上に限る。)
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 介護老人保健施設(定員30人以上に限る。)

(4) 補助金の対象整備区分

補助金の対象となる整備区分は、次のとおりとする（5条）。

対 象 施 設	整 備 区 分
特別養護老人ホーム	創設、増築、改築
養護老人ホーム	改修、改築
介護老人保健施設	創設、改修、改築

（5）補助金の対象経費

補助金の対象となる経費は、施設整備に必要な工事費又は工事請負費とする（6条）。

（6）決定の取消し

知事は、補助事業者が、交付規則第16条各号に規定する事項のほか、第10条に規定する交付の条件その他法令等に基づく命令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる（15条）。